二九〇　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　180　一
二九一　民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約へのアルメニア共和国及びモルドバ共和国の加入に関する件　二二　一
二九二　アフガニスタン・イスラム共和国における第三次農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　二二　二
二九三　ファイサラバード下水・排水能力改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二二　二
二九四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二四　184　一
二九五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二四　184　一二
二九六　円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件　二八　二
二九七　円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　四
二九八　返納を命じた旅券を無効とする件　二八　五
二九九　〃　二八　三〇　五

○財務省

二五六―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　172　六
二六三―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九　172　一三
二六六九―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九　172　一四
二七〇―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　172　一八
二七四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　172　一九
二七五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　172　二〇
二七六―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　172　二〇
二七九　アメリカ合衆国を原産地とする円すいころ軸受について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定された件　九　172　二〇
二八〇―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一〇　173　一二
二八二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二四　二
二八三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　186　一
二八四　平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三一　二
二八五　平成二十四年度の初日から平成二十四年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　二
二八六　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　三一　二

○財務省、農林水産省

一六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　二
一七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三
一八　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一五　176　一

○財務省、農林水産省、経済産業省

九　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一五　176　一

○国税庁

三〇　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一五　五

○文部科学省

一一六　文部科学省認定社会通信教育の実施者の代表者を変更した件　一三　五
一一七　文化財を登録有形文化財に登録する件　一三　174　一
一一八　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録定期講習機関に係る登録事項を変更する件　二一　三
一一九　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二四　四

○文化庁

二七　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信の複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　二二　二
四七二　厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件　一　三

○厚生労働省

四七三　薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　八　四
四七四　派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　一〇　173　一二
四七五　派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　一〇　173　一三
四七六　日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件　一〇　173　一三